

第19号議案

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の事業の基準等を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第4節 運営に関する基準（第52条—第61条）

第4章 認知症対応型通所介護 」

を

「 第4節 運営に関する基準（第52条—第61条）

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第61条の2）

第2節 人員に関する基準（第61条の3・第61条の4）

第3節 設備に関する基準（第61条の5）

第4節 運営に関する基準（第61条の6—第61条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第61条の21・第61条の22）

第2款 人員に関する基準（第61条の23・第61条の24）

第3款 設備に関する基準（第61条の25・第61条の26）

第4款 運営に関する基準（第61条の27—第61条の38）

第4章 認知症対応型通所介護 」

に改める。

第16条中「及び第69条」を「，第61条の6，第61条の28及び第61条の29」に改める。

第32条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第45条第2項中「第44条第2項第3号」を「前条第2項第3号」に改める。

第56条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第61条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第61条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た

数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号に規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第61条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）

には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第61条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第61条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第61条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、規則で定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第61条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添

って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第61条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（管理者の責務）

第61条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第61条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第61条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第61条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第61条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第61条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第61条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第61条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第61条の5第4項の指定地域密着型通所介

護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第61条の20 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第61条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第61条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の

基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。

(基本方針)

第61条の22 指定療養通所介護の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ，自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し，必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は，指定療養通所介護の提供に当たっては，利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第61条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は，利用者の数が1.5に対し，提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は，常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第61条の24 指定療養通所介護事業者は，指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は，看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は，適切な指定療養通所介護を行うために必要

な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第61条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第61条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第61条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第61条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第61条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第61条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、

利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は，体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう，特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り，利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第61条の29 指定療養通所介護事業者は，指定療養通所介護を提供するに当たっては，指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は，利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について，主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため，当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は，利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して，居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は，指定療養通所介護の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに，当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第61条の30 指定療養通所介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては，次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき，利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は，指定療養通所介護の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は，利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう，利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等

との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第61条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第61条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第61条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第61条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項

- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
(緊急時対応医療機関)

第61条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。
(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第61条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。
(記録の整備)

第61条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 療養通所介護計画
 - (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
 - (3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第61条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第61条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第61条の7（第3項第2号を除く。）、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の26第4項」と読み替えるものとする。

第62条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第65条第4項中「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った」を削る。

第69条及び第70条を次のように改める。

第69条及び第70条 削除

第71条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第73条第1項中「及び次条」を削る。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第75条第4号中「第77条において同じ。」を削る。

第76条から第80条までを次のように改める。

第76条から第80条まで 削除

第80条の2を削る。

第81条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第61条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (6) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第82条中「及び第55条」を「、第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から第61条の18まで」に、「読み替える」を「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第65条第4項」と読み替える」に改める。

第84条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第107条を次のように改める。

第107条 削除

第109条第2項第8号中「第107条第2項」を「次条において準用する第61条の17第2項」に改める。

第110条中「第74条、第76条及び第79条」を「第61条の11、第61条の13、第61条の16及び第61条の17」に、「第74条第2項」を「第61条の

11第2項」に、「第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」に、「読み替える」を「第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第129条第2項第7号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第130条中「第74条、第79条」を「第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで」に、「第106条及び第107条第1項から第4項まで」を「及び第106条」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第150条第2項第8号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第151条中「第74条、第78条、第79条、第101条及び第107条第1項から第4項まで」を「第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで及び第101条」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第61条の17第1項中「地域密着型通所介護」に、「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第153条第4項中「第154条第1項第6号」を「次条第1項第6号」に改め、

同条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「，指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第178条第2項第7号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第179条中「第74条，第78条，第107条第1項から第4項まで」を「第61条の11，第61条の15及び第61条の17第1項から第4項まで」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第61条の17第1項中「地域密着型通所介護」に，「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第191条中「第74条，第78条，第107条第1項から第4項まで」を「第61条の11，第61条の15，第61条の17第1項から第4項まで」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第61条の17第1項中「地域密着型通所介護」に，「「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第203条第2項第10号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第204条中「第74条，第76条，第79条」を「第61条の11，第61条の13，第61条の16，第61条の17」に，「及び第102条から第108条まで」を「，第102条から第106条まで及び第108条」に，「とあり，第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり，並びに」を「とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と，第61条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と，「活動状況」とあるのは「通いサービス及

び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の事業の基準等を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 指定地域密着型通所介護（※1）及び指定療養通所介護（※2）の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準を次のとおり新たに定める。

※1 指定地域密着型通所介護とは，居宅要介護者について，施設又は老人デイサービスセンターに通わせ，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

※2 指定療養通所介護とは，指定地域密着型通所介護であって，難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって，サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者として行うものをいう。

（第61条の21関係）

ア 基本方針（第61条の2及び第61条の22関係）

通所介護事業は，要介護状態となった場合においても，可能な限り居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

イ 人員に関する基準

(ア) 指定地域密着型通所介護【利用定員が10人を超え18人以下の場合】

(第61条の3及び第61条の4関係)

| 基準 | 職種 | 配置基準 |
|--|-------------------------|--|
| a 従業者の 員数 | 生活相談員（専従） | (a) 通所介護の提供日ごとに、提供時間数に応じて、1以上 (b) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤 |
| | 看護職員（看護師又は准看護師） （専従） | 通所介護の単位（※）ごとに、1以上 |
| | 介護職員（専従） | (a) 通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、次のとおり配置する。 【利用者数が15人までの場合】 1以上 【利用者数が15人を超える場合】 (利用者数－15) ÷ 5 + 1以上 (b) 通所介護の単位ごとに、常時1人以上 (c) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤 |
| | 機能訓練指導員 | 1以上 |
| b 管理者 | 管理者（専従） | 常勤1人 |
| <p>【兼務ができる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護の単位の介護職員として従事できる。 ・機能訓練指導員は、当該通所介護事業所の他の職務に従事できる。 ・管理者は、管理上支障がない場合は、当該通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる。 | | |

※ 通所介護の単位とは、通所介護の提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(イ) 指定地域密着型通所介護【利用定員が10人以下の場合】

(第61条の3及び第61条の4関係)

| 基準 | 職種 | 配置基準 |
|--------------|-------------------------|---|
| a 従業者の 員数 | 生活相談員（専従） | (ア)に同じ。 |
| | 看護職員（看護師又は准看護師） （専従） | (a) 通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、看護職員又は介護職員が1以上 |

| | | |
|-------------------|----------|--|
| | 介護職員（専従） | (b) 通所介護の単位ごとに、看護職員又は介護職員を常時1人以上 (c) 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤 |
| | 機能訓練指導員 | (ア)に同じ。 |
| b 管理者 | 管理者（専従） | (ア)に同じ。 |
| 【兼務ができる場合】(ア)に同じ。 | | |

(ウ) (ア)又は(イ)の事業者が第1号通所事業（※）の指定を併せて受け、同一事業所において一体的に運営されている場合は、市の定める第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、(ア)又は(イ)の基準を満たしているものとみなすことができる。（第61条の3関係）

※ 第1号通所事業とは、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、施設において日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業のうち、改正前の介護保険法に規定する介護予防通所介護に相当するものをいう。

(エ) 指定療養通所介護【利用定員は9人以下】

（第61条の23及び第61条の24関係）

| 基準 | 職種 | 配置基準 |
|--------------------------|---------------------|---|
| a 従業者の員数 | 看護職員（看護師又は准看護師）（専従） | (a) 通所介護の提供時間帯を通じて、利用者数1.5に対し看護職員又は介護職員が1以上 (b) 看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤の看護師 |
| | 介護職員（専従） | |
| b 管理者 | 管理者（専従） | 常勤の看護師を1人 |
| 【兼務ができる場合】管理者について(ア)に同じ。 | | |

ウ 設備及び運営に関する基準

| 基準 | 指定地域密着型通所介護 | 指定療養通所介護 |
|-------------|---|---|
| (ア) 利用定員 | | 9人以下（第61条の25） |
| (イ) 設備及び備品等 | a 事業所は、次の設備及び備品等を備えなければならない。 【食堂、機能訓練室】 (a) 必要な広さを有すること。 (b) 合計面積：3㎡×利用定員以上 (c) (a)及び(b)にかかわらず、食事 | a 事業所は、次の設備及び備品等を備えなければならない。 【専用の部屋】 面積：6.4㎡×利用定員以上 |

| | | |
|---------------------------|--|--|
| | <p>の提供及び機能訓練に支障がない場合は、同一の場所とすることができる。</p> <p>【静養室】 【相談室】 遮蔽物の設置等により相談内容が漏えいしないこと。 【事務室】 【消火設備等の非常災害用設備】 【介護に必要な設備及び備品等】</p> <p>b イ(ウ)に同じ。 (第61条の5)</p> | <p>【消火設備等の非常災害用設備】 【介護に必要な設備及び備品等】 (第61条の26)</p> |
| | <p>c aの設備は、専ら事業の用に供するものでなければならない。 (第61条の5, 第61条の26)</p> | |
| (ウ) 内容及び 手続の説明 及び同意 | <p>a 事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者又は家族に、次の事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。</p> <p>(a) (シ)の運営規程の概要 (b) 従業者の勤務の体制</p> <p>(c) その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項 (第61条の20(第11条準用))</p> | <p>a 事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、利用申込者又は家族に、次の事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。</p> <p>(a) (シ)の運営規程の概要 (b) 従業者の勤務の体制 (c) (コ) aの利用者ごとに定めた緊急時等の対応策 (d) 主治の医師 (e) (テ) aの緊急時対応医療機関との連絡体制 (f) その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項 (第61条の27)</p> |
| | <p>b aによる文書の交付に代えて、電磁的方法により提供することができる。 (第61条の20(第11条準用), 第61条の27(第11条準用))</p> | |
| (エ) 心身の状況等の把握 | <p>a 事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、心身の状況、置かれている環境、他のサービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (第61条の6, 第61条の28)</p> | <p>b 事業者は、主治の医師及び利用者が利用する訪問看護事業者等と連携を図り、心身の状況等の把握に努めなければならない。 (第61条の28)</p> |
| (オ) 利用料等の受領 | <p>a 法定代理受領サービスに該当する通所介護を提供した際は、基準額から事業者を支払われるサービス費を控除した額の支払を受けるものとする。</p> <p>b 法定代理受領サービスに該当しない通所介護を提供した際に支払を受ける利用料の額と基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>ならない。</p> <p>c 事業者は、a 及びbの支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。(指定療養通所介護は、(b)を除く。)</p> <p>(a) 通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に行う送迎に要する費用</p> <p>(b) 通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる基準額を超える費用</p> <p>(c) 食事の提供に要する費用</p> <p>(d) おむつ代</p> <p>(e) (a)から(d)までのほか、日常生活においても通常必要となる費用</p> <p>d cの費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、その内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(第61条の7, 第61条の38)</p> |
| (カ) 基本取扱方針 | <p>a 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>b 事業者は、自ら提供する通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(第61条の8, 第61条の38)</p> |
| (キ) 指定居宅介護支援事業者等との連携 | <p>a 事業者は、指定居宅介護支援事業者その他サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>(第61条の20(第17条準用), 第61条の29)</p> |
| | <p>b 事業者は、指定療養通所介護の提供の適否について、サービス担当者会議において検討するため、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>c 事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>(第61条の29)</p> |
| | <p>d 事業者は、通所介護の提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者に対する情報提供及びサービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>(第61条の20(第17条準用), 第61条の29)</p> |
| (ク) 具体的取扱方針 | <p>a 利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行う。</p> <p>b 利用者の人格を尊重し、それぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行う。</p> <p>c (ク) aの地域密着型通所介護計画に基づき、機能訓練及び必要な援助を行う。</p> <p>a (ク) aの療養通所介護計画に基づき、機能訓練及び必要な援助を行う。(第61条の30)</p> |

| | | |
|------------------------------|--|--|
| | (第61条の9) | |
| | <p>d 従業者は、利用者又は家族にサービスの提供方法等について説明を行う。</p> <p>e 適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p> <p>f 事業者は、利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って提供する。</p> <p>(第61条の9, 第61条の30)</p> | |
| | | <p>g 事業者は、主治の医師や利用者の利用する訪問看護事業者等との連携を図り、サービスの提供方法等について情報の共有を図る。</p> <p>(第61条の30)</p> |
| (ケ) 地域密着型通所介護計画又は療養通所介護計画の作成 | <p>a 管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>b 通所介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>c 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>d 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>e 従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>(第61条の10, 第61条の31)</p> | |
| | | <p>f 療養通所介護計画は、訪問看護計画書が作成されている場合は、当該計画書の内容との整合を図り、作成しなければならない。</p> <p>(第61条の31)</p> |
| (コ) 緊急時等の対応 | <p>利用者に病状の急変が生じた場合等は、主治の医師へ連絡を行う等の措置を講じなければならない。</p> <p>(第61条の20 (第55条準用))</p> | <p>a 利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、利用者ごとに対応策を定めておかなければならない。</p> <p>b 緊急時等の対応策について、利用者及び家族に説明しなければならない。</p> <p>c 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合等は、緊急時等の対応策に基づき、主治の医師又は(イ) aの緊急時対応医療機関へ連絡を行う等の措置を講じなければならない。</p> <p>d 事業者は、主治の医師と連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</p> <p>(第61条の32)</p> |

| | | |
|------------------|--|---|
| (サ) 管理者の 責務 | a 管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 (第61条の11, 第61条の33) | |
| | | b 管理者は、主治の医師や利用する訪問看護事業者等との連携を図り、サービスの提供方法等についての情報共有を行わなければならない。 c 管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。 d 管理者は、利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 e 管理者は、従業者に(ウ)から(ニ)までの運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (第61条の33) |
| (シ) 運営規程 | 事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営規程を定めておかなければならない。(指定療養通所介護は、hを除く。) | |
| | a 目的及び運営の方針 b 従業者の職種、員数及び職務の内容 c 営業日及び営業時間 d 利用定員 e 内容及び利用料その他の費用の額 f 通常の事業の実施地域 g 利用に当たっての留意事項 h 緊急時等における対応方法 i 非常災害対策 j その他運営に関する重要事項 (第61条の12, 第61条の34) | |
| (ス) 勤務体制 の確保等 | a 事業者は、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。 b 事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業者によって通所介護を提供しなければならない。 c 事業者は、従業者の研修の機会を確保しなければならない。 (第61条の13, 第61条の38(第61条の13準用)) | |
| (セ) 定員の遵 守 | 事業者は、利用定員を超えて通所介護の提供を行ってはならない。 (第61条の14, 第61条の38(第61条の14準用)) | |
| (ソ) 非常災害 対策 | 事業者は、具体的計画を立て、通報及び連携体制を整備し、従業者に周知するとともに、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 (第61条の15, 第61条の38(第61条の15準用)) | |
| (タ) 衛生管理 等 | a 事業者は、施設、食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 b 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要 | |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(第61条の16, 第61条の38 (第61条の16準用))</p> |
| (フ) 地域との連携等 | <p>a 事業者は、次に掲げる者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月(指定療養通所介護は、12月)に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(a) 利用者及び利用者の家族</p> <p>(b) 地域住民の代表者</p> <p>(c) 市又は地域包括支援センターの職員</p> <p>(d) 通所介護について知見を有する者</p> <p>b 事業者は、aの報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表しなければならない。</p> <p>c 事業者は、事業の運営に当たっては、住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>d 事業者は、苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業等に協力するよう努めなければならない。</p> <p>e 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(第61条の17, 第61条の38 (第61条の17準用))</p> |
| (ツ) 事故発生時の対応 | <p>a 事業者は、事故が発生した場合は、市、家族、利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>b 事業者は、aの事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>c 事業者は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(第61条の18, 第61条の38 (第61条の18準用))</p> |
| (テ) 緊急時対応医療機関 | <p>a 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。</p> <p>b 緊急時対応医療機関は、事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。</p> <p>c 事業者は、緊急時対応医療機関との間で必要な事項を取り決めておかななければならない。</p> <p>(第61条の35)</p> |
| (ト) 安全・サービス提供管理委員会の設置 | <p>a 事業者は、次の者から構成される安全・サービス提供管理委員会を設置しなければならない。</p> <p>(a) 地域の医療関係団体に属する者</p> <p>(b) 地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者</p> <p>(c) その他安全かつ適切なサービ</p> |

| | | |
|-----------|--|--|
| | | <p>スの提供を確保するために必要と認められる者</p> <p>b 事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、次の事項を行わなければならない。</p> <p>(a) 事故事例等、安全管理に必要なデータの収集</p> <p>(b) 安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討</p> <p>(c) (b)の検討の結果についての記録の作成</p> <p>c 事業者は、b(b)の検討の結果を踏まえ、対策を講じなければならない。</p> <p>(第61条の36)</p> |
| (ナ) 記録の整備 | <p>a 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>b 事業者は、通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(指定地域密着型通所介護は、(b)を除く。)</p> <p>(a) 地域密着型通所介護計画又は療養通所介護計画</p> <p>(b) (ト) b(c)の検討の結果についての記録</p> <p>(c) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(d) 市への通知に係る記録</p> <p>(e) 苦情の内容等の記録</p> <p>(f) (ツ) bの事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> <p>(g) (チ) bの報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(第61条の19, 第61条の37)</p> | |
| (ニ) 準用 | <p>次の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の運営に関する基準を準用する。</p> <p>【第12条】提供拒否の禁止</p> <p>【第13条】サービス提供困難時の対応</p> <p>【第14条】受給資格等の確認</p> <p>【第15条】要介護認定の申請に係る援助</p> <p>【第18条】法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>【第19条】居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>【第20条】居宅サービス計画等の変更の援助</p> <p>【第22条】サービスの提供の記録</p> <p>【第24条】保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>【第30条】利用者に関する市への通知</p> <p>【第36条】運営規程の概要その他の重要事項の掲示</p> <p>【第37条】秘密保持等</p> <p>【第38条】虚偽又は誇大な広告の禁止</p> <p>【第39条】指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>【第40条】苦情処理</p> | |

(2) 指定認知症対応型通所介護の事業の運営に関する基準の追加

ア 記録の整備 (第81条関係)

事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する(1)ウの表(フ)の運営推進会議への活動状況の報告、運営推進会議からの評価、要望、助言等の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

イ 準用 (第82条関係)

(1)ウの表(フ)地域との連携等に係る基準の一部を次のとおり準用する。

(ア) 事業者は、次に掲げる者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

a 利用者及び利用者の家族

b 地域住民の代表者

c 市又は地域包括支援センターの職員

d 認知症対応型通所介護について知見を有する者

(イ) 事業者は、(ア)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表しなければならない。

(ウ) 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても提供を行うよう努めなければならない。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護の事業の人員に関する基準の追加

従業者の員数等 (第84条関係)

指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護師又は准看護師が兼務することができる施設等に、同一敷地内にある指定地域密着型通所介護事業所を加える。

(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の人員に関する基準の追加

従業者の員数 (第153条関係)

指定地域密着型介護老人福祉施設に指定地域密着型通所介護事業所が併設される場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養

士又は機能訓練指導員により，利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，併設される事業所にこれを置かないことができる。

(5) その他規定の整理

3 施行期日

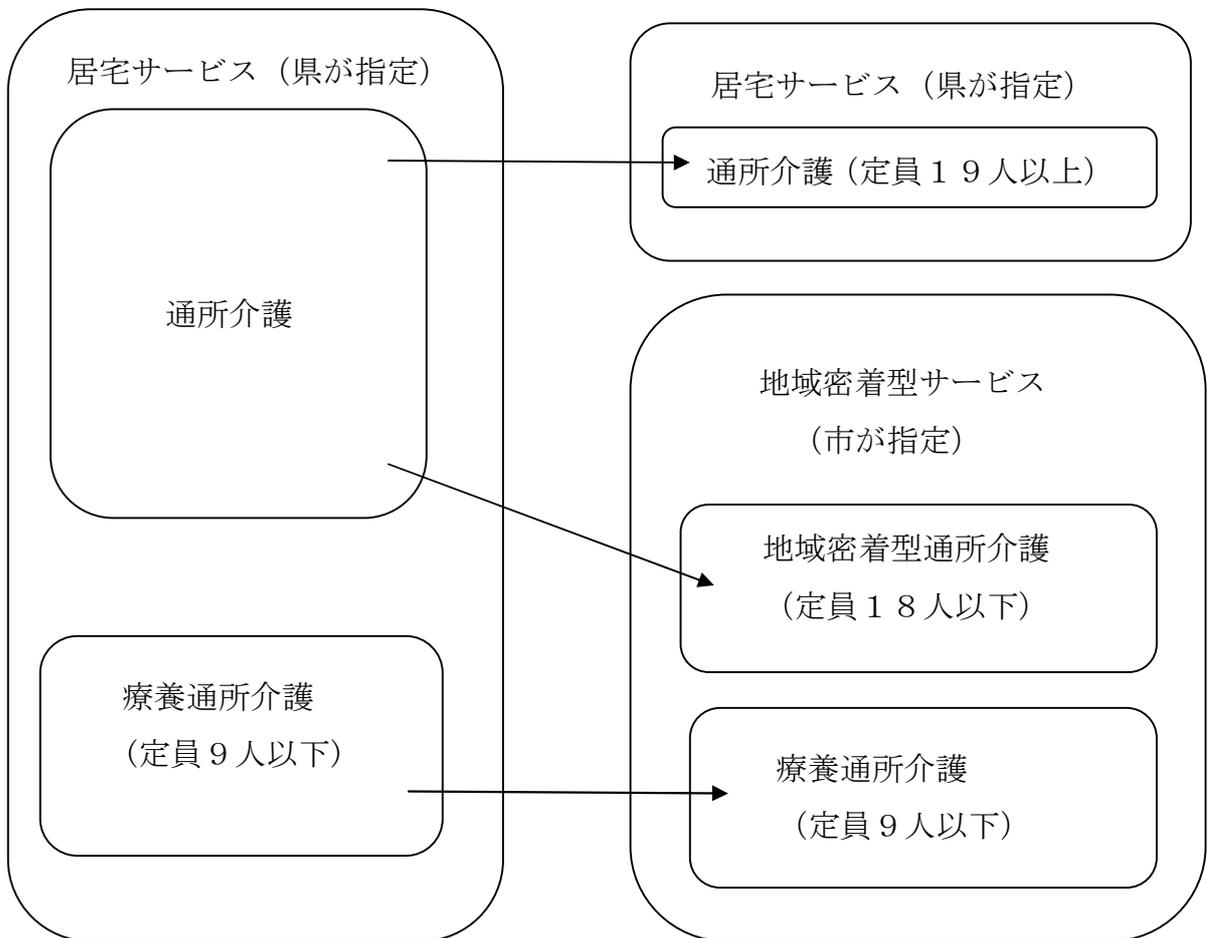
平成29年4月1日

1 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行について

(1) 介護保険法の改正により，平成28年4月1日から通所介護事業所のうち，小規模な事業所については，少人数で生活圏域に密着したサービスを提供していることを踏まえ，地域との連携や運営の透明性の確保，また，市が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から，地域密着型サービスに移行され，市が事業所の指定等を行うこととなった。

【改正前】

【改正後】



(2) 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行期日は平成28年4月1日であるが，同日から1年を超えない期間内において条例を改正するまでの間は，指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）を適用することとする経過措置が設けられている。

2 条例で定める基準について

省令で定められている内容に基づいて、現行の本市における地域密着型サービス事業所の運営実態を検証した結果、省令の「従うべき基準」及び「標準」については、それぞれの基準に準じ、同一内容とし、「参酌すべき基準」についても、下記(2)の市の独自基準を除き、同一内容とする。

(1) 省令の基準

ア 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものをいう。

イ 「標準」とは、法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるものをいう。

ウ 「参酌すべき基準」とは、自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものをいう。

| 省令（基準の種類） | 条例 | 内 容 |
|------------------|---------|---------------------|
| 地域密着型通所介護 | | |
| 第19条（参酌） | 第61条の2 | 基本方針 |
| 第20条（従う） | 第61条の3 | 従業者の員数 |
| 第21条（従う） | 第61条の4 | 管理者 |
| 第22条（参酌） | 第61条の5 | 設備及び備品等 |
| 第23条（参酌） | 第61条の6 | 心身の状況等の把握 |
| 第24条（参酌） | 第61条の7 | 利用料等の受領 |
| 第25条（参酌） | 第61条の8 | 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針 |
| 第26条（参酌） | 第61条の9 | 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針 |
| 第27条（参酌） | 第61条の10 | 地域密着型通所介護計画の作成 |
| 第28条（参酌） | 第61条の11 | 管理者の責務 |
| 第29条（参酌） | 第61条の12 | 運営規程 |
| 第30条（参酌） | 第61条の13 | 勤務体制の確保等 |
| 第31条（参酌） | 第61条の14 | 定員の遵守 |
| 第32条（参酌） | 第61条の15 | 非常災害対策 |
| 第33条（参酌） | 第61条の16 | 衛生管理等 |

| | | |
|-----------------------------|---------|-------------------|
| 第34条（参酌） | 第61条の17 | 地域との連携等 |
| 第35条（従う） | 第61条の18 | 事故発生時の対応 |
| 第36条（参酌） | 第61条の19 | 記録の整備 |
| 第37条（従う・参酌） | 第61条の20 | 準用 |
| 療養通所介護 | | |
| 第38条（参酌） | 第61条の21 | この節の趣旨 |
| 第39条（参酌） | 第61条の22 | 基本方針 |
| 第40条（従う） | 第61条の23 | 従業者の員数 |
| 第40条の2（従う） | 第61条の24 | 管理者 |
| 第40条の3（標準） | 第61条の25 | 利用定員 |
| 第40条の4（従う・参酌） | 第61条の26 | 設備及び備品等 |
| 第40条の5（従う・参酌） | 第61条の27 | 内容及び手続の説明及び同意 |
| 第40条の6（参酌） | 第61条の28 | 心身の状況等の把握 |
| 第40条の7（参酌） | 第61条の29 | 指定居宅介護支援事業者等との連携 |
| 第40条の8（参酌） | 第61条の30 | 指定療養通所介護の具体的取扱方針 |
| 第40条の9（参酌） | 第61条の31 | 療養通所介護計画の作成 |
| 第40条の10（参酌） | 第61条の32 | 緊急時等の対応 |
| 第40条の11（参酌） | 第61条の33 | 管理者の責務 |
| 第40条の12（参酌） | 第61条の34 | 運営規程 |
| 第40条の13（参酌） | 第61条の35 | 緊急時対応医療機関 |
| 第40条の14（参酌） | 第61条の36 | 安全・サービス提供管理委員会の設置 |
| 第40条の15（参酌） | 第61条の37 | 記録の整備 |
| 第40条の16（従う・参酌） | 第61条の38 | 準用 |
| 認知症対応型通所介護 | | |
| 第60条（参酌） | 第81条 | 記録の整備 |
| 第61条（参酌） | 第82条 | 準用 |
| 小規模多機能型居宅介護 | | |
| 第63条（従う） | 第84条 | 従業者の員数等 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | | |
| 第131条（従う・参酌） | 第153条 | 従業者の員数 |

(2) 市の独自基準

| 省令 | 条例 | 内 容 |
|------------------------|---------------------------|---|
| 第36条 第2項 (参酌) | 第61条の19 第2項 (記録の整備) | 省令においては、「事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。」とされているが、介護報酬の返還請求の時効は5年とされており、その請求の根拠となるサービス提供の記録についても5年間の保存が適当であると考えられるため、条例においては、5年間保存しなければならないこととする。 |
| 第40条の15 第2項 (参酌) | 第61条の37 第2項 (記録の整備) | |

3 規則で定める内容

指定地域密着型通所介護事業者が利用者から支払を受けることができる食事の提供に要する費用（条例第61条の7第4項関係）

【内容】

食事の提供に要する費用は、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによる。

【参考】

居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（抜粋）

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ （省略）

ロ 食事の提供に係る利用料

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

(下線部分は，改正部分)

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第1章・第2章 (省略)</p> <p>第3章 (省略)</p> <p> 第1節～第3節 (省略)</p> <p> 第4節 運営に関する基準 (第52条—第61条)</p> <p>第3章の2 <u>地域密着型通所介護</u></p> <p> 第1節 <u>基本方針 (第61条の2)</u></p> <p> 第2節 <u>人員に関する基準 (第61条の3・第61条の4)</u></p> <p> 第3節 <u>設備に関する基準 (第61条の5)</u></p> <p> 第4節 <u>運営に関する基準 (第61条の6—第61条の20)</u></p> <p> 第5節 <u>指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準</u></p> <p> 第1款 <u>この節の趣旨及び基本方針 (第61条の21・第61条の22)</u></p> <p> 第2款 <u>人員に関する基準 (第61条の23・第61条の24)</u></p> <p> 第3款 <u>設備に関する基準 (第61条の25・第61条の26)</u></p> <p> 第4款 <u>運営に関する基準 (第61条の27—第61条の38)</u></p> <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p> 第1節～第3節 (省略)</p> <p>第5章～第9章 (省略)</p> <p>附則</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> | <p>目次</p> <p>第1章・第2章 (省略)</p> <p>第3章 (省略)</p> <p> 第1節～第3節 (省略)</p> <p> 第4節 運営に関する基準 (第52条—第61条)</p> <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p> 第1節～第3節 (省略)</p> <p>第5章～第9章 (省略)</p> <p>附則</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、<u>第61条の6</u>、<u>第61条の28</u>及び<u>第61条の29</u>において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> | <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び<u>第69条</u>において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> |
| <p>（管理者等の責務）</p> | <p>（管理者等の責務）</p> |
| <p>第32条 （省略）</p> | <p>第32条 （省略）</p> |
| <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> | <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> |
| <p>3 （省略） （適用除外）</p> | <p>3 （省略） （適用除外）</p> |
| <p>第45条 （省略）</p> | <p>第45条 （省略）</p> |
| <p>2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第27条、第28条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに<u>前条第2項第3号</u>及び第4号の規定は適用しない。</p> | <p>2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第27条、第28条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに<u>第44条第2項第3号</u>及び第4号の規定は適用しない。</p> |
| <p>（管理者等の責務）</p> | <p>（管理者等の責務）</p> |
| <p>第56条 （省略）</p> | <p>第56条 （省略）</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章の2 地域密着型通所介護</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 基本方針</u></p> <p><u>第61条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護</u> <u>(以下「指定地域密着型通所介護」という。)</u>の事業は、<u>要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 人員に関する基準</u> <u>(従業者の員数)</u></p> <p><u>第61条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者</u>（以下「<u>指定地域密着型通所介護事業者</u>」という。）が当該事業を行う事業所（以下「<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>生活相談員</u> 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供し</p> | <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 (省略)</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p> <u>ている時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</u> (2) <u>看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)</u> <u>指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</u> (3) <u>介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)</u><u>が勤務している時間帯の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)</u><u>で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)</u><u>に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)</u><u>の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</u> (4) <u>機能訓練指導員 1以上</u> 2 <u>当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着</u> </p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p><u>型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)</u>が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、<u>看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</u></p> <p>5 <u>前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</u></p> <p>6 <u>第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>7 <u>第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p>8 <u>指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>(管理者)</u></p> <p>第61条の4 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準</u></p> <p><u>(設備及び備品等)</u></p> <p>第61条の5 <u>指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>食堂及び機能訓練室</u></p> <p>ア <u>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p>イ <u>アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p><u>の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合</u> <u>にあつては、同一の場所とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p>3 <u>第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型通所介護事業者が第61条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準</u> <u>（心身の状況等の把握）</u></p> <p>第61条の6 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p><u>(利用料等の受領)</u></p> <p><u>第61条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p>(2) <u>指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u></p> <p>(3) <u>食事の提供に要する費用</u></p> <p>(4) <u>おむつ代</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p>4 <u>前項第3号に掲げる費用については、規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> <u>(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)</u></p> <p>第61条の8 <u>指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> <u>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</u></p> <p>第61条の9 <u>指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むこと</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p><u>ができるよう必要な援助を行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u></p> <p>(5) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p> <p>(6) <u>指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</u></p> <p><u>（地域密着型通所介護計画の作成）</u></p> <p>第61条の10 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p><u>画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u></p> <p><u>(管理者の責務)</u></p> <p>第61条の11 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p>第61条の12 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>指定地域密着型通所介護の利用定員</u></p> <p>(5) <u>指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(6) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(7) <u>サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(9) <u>非常災害対策</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p>(10) <u>その他運営に関する重要事項</u> <u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p>第61条の13 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u> <u>(定員の遵守)</u></p> <p>第61条の14 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u> <u>(非常災害対策)</u></p> <p>第61条の15 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</u> <u>(衛生管理等)</u></p> <p>第61条の16 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p><u>業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第61条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めな</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p><u>ればならない。</u></p> <p><u>(事故発生時の対応)</u></p> <p><u>第61条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、第61条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(記録の整備)</u></p> <p><u>第61条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 地域密着型通所介護計画</u></p> <p><u>(2) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p><u>(3) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p><u>記録</u></p> <p>(5) <u>前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(6) <u>第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録(準用)</u></p> <p><u>第61条の20 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第1款 この節の趣旨及び基本方針</u></p> <p><u>(この節の趣旨)</u></p> <p><u>第61条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第61条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p><u>(基本方針)</u></p> <p><u>第61条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2款 人員に関する基準</u></p> <p><u>(従業者の員数)</u></p> <p><u>第61条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</u></p> <p><u>2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。</u></p> <p><u>(管理者)</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p>第61条の24 <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3款 設備に関する基準</u> (<u>利用定員</u>)</p> <p>第61条の25 <u>指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。</u> (<u>設備及び備品等</u>)</p> <p>第61条の26 <u>指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。</u></p> <p>3 <u>第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p><u>備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>第4款 運営に関する基準</u> <u>(内容及び手続の説明及び同意)</u></p> <p><u>第61条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第61条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第61条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u> <u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p><u>第61条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</u> <u>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p>第61条の29 <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当国会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u> <u>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</u></p> <p>第61条の30 <u>指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p><u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</u></p> <p><u>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</u> <u>(療養通所介護計画の作成)</u></p> <p><u>第61条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p>5 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p>6 <u>療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u> <u>(緊急時等の対応)</u></p> <p><u>第61条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めおかなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。</u></p> <p>3 <u>療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。</u> <u>(管理者の責務)</u></p> <p><u>第61条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p><u>介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u> <u>(運営規程)</u></p> <p>第61条の34 <u>指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めおかななければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>指定療養通所介護の利用定員</u></p> <p>(5) <u>指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(6) <u>通常の事業の実施地域</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) その他運営に関する重要事項 (緊急時対応医療機関)</p> <p>第61条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。 (安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第61条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事件事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p>(記録の整備)</p> <p>第61条の37 <u>指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>療養通所介護計画</u></p> <p>(2) <u>前条第2項に規定する検討の結果についての記録</u></p> <p>(3) <u>次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第61条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) <u>次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>(準用)</p> <p>第61条の38 <u>第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第61条の7（第3項第2号を除く。）、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条</u></p> | |

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p><u>の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の26第4項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第62条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>（設備及び備品等）</p> <p>第65条 （省略）</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</p> <p>5 （省略）</p> | <p>第62条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（<u>法第5条の2に規定する認知症をいう。</u>以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>（設備及び備品等）</p> <p>第65条 （省略）</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に<u>当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った</u>市長に届け出るものとする。</p> <p>5 （省略）</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|----------------------|---|
| <p>第69条及び第70条 削除</p> | <p><u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p>第69条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>(利用料等の受領)</u></p> <p>第70条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p><u>(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴</u></p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第71条 (省略)</p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)</u>は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第64条又は第68条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及</p> | <p><u>い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u></p> <p>(3) <u>食事の提供に要する費用</u></p> <p>(4) <u>おむつ代</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</u></p> <p>4 <u>前項第3号に掲げる費用については、規則で定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第71条 (省略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第64条又は第68条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>第74条 <u>削除</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第63条第4項又は第67条第1項の利用定員をいう。）</p> <p>(5)～(10) (省略)</p> <p>第76条から第80条まで <u>削除</u></p> | <p>希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p><u>(管理者の責務)</u></p> <p>第74条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業者の従業員の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業者の従業員にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第63条第4項又は第67条第1項の利用定員をいう。<u>第77条において同じ。</u>）</p> <p>(5)～(10) (省略)</p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p>第76条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業者ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> |

| 改正案 | 現 行 |
|-----|---|
| | <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u> <u>(定員の遵守)</u></p> <p>第77条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u> <u>(非常災害対策)</u></p> <p>第78条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</u> <u>(衛生管理等)</u></p> <p>第79条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>(地域との連携等)</u></p> <p>第80条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う</u></p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(記録の整備)</p> <p>第81条 (省略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> | <p><u>等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(事故発生時の対応)</u></p> <p><u>第80条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第65条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第81条 (省略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(5) <u>次条において準用する第61条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>(準用)</p> <p>第82条 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、<u>第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から第61条の18までの規定</u>は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「<u>第33条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>第75条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第36条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第61条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護について知見を有する者</u>」と、第61条の18第4項中「<u>第61条の5第4項</u>」とあるのは「<u>第65条第4項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第84条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、</p> | <p>(5) <u>前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(準用)</p> <p>第82条 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条<u>及び第55条</u>の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「<u>第33条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>第75条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第36条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第84条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、</p> |

| 改正案 | | | 現 行 | | |
|--|---|-----------|--|---|-----------|
| 同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 | | | 同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。 | | |
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） | 介護職員 | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） | 介護職員 |
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 | 前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定地域密着型通所介護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 | 看護師又は准看護師 | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 | 前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 | 看護師又は准看護師 |
| 7～13 （省略） | | | 7～13 （省略） | | |
| 第107条 削除 | | | （地域との連携等） 第107条 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては，利用者，利用者の家族，地域住民の代表者，市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援</u> | | |

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(記録の整備)</p> <p>第109条 (省略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完</p> | <p>センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第109条 (省略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) <u>次条において準用する第61条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第110条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第61条の11、第61条の13、第61条の16及び第61条の17</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第129条 (省略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> | <p>結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) <u>第107条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第110条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第74条、第76条及び第79条</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第74条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第129条 (省略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第61条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第38条まで、第40条、第42条、第43条、<u>第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで</u>、第101条、第104条及び<u>第106条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と</u>、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第150条 (省略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> | <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第107条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第38条まで、第40条、第42条、第43条、<u>第74条、第79条、第101条、第104条、第106条及び第107条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第74条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と</u>、<u>第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と</u>、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第150条 (省略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第61条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで及び第101条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、<u>「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、<u>次条第1項第6号並びに第182条第1項第3号</u>において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で</p> | <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第107条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第74条、第78条、第79条、第101条及び第107条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第74条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、<u>「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、<u>第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号</u>において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> | <p>運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> |
| <p>5～12 (省略)</p> | <p>5～12 (省略)</p> |
| <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> | <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> |
| <p>14～17 (省略) (記録の整備)</p> | <p>14～17 (省略) (記録の整備)</p> |
| <p>第178条 (省略)</p> | <p>第178条 (省略)</p> |
| <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> | <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> |
| <p>(1)～(6) (省略)</p> | <p>(1)～(6) (省略)</p> |
| <p>(7) 次条において準用する<u>第61条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> | <p>(7) 次条において準用する<u>第107条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(準用)</p> <p>第179条 第11条, 第12条, 第14条, 第15条, 第24条, 第30条, 第36条, 第38条, 第40条, 第43条, <u>第61条の11, 第61条の15及び第61条の17第1項から第4項まで</u>の規定は, 指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と, 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し, 」とあるのは「入所の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, <u>第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と, 第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p> | <p>(準用)</p> <p>第179条 第11条, 第12条, 第14条, 第15条, 第24条, 第30条, 第36条, 第38条, 第40条, 第43条, <u>第74条, 第78条, 第107条第1項から第4項まで</u>の規定は, 指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と, 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し, 」とあるのは「入所の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, <u>第74条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と, 第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> |
| <p>(準用)</p> <p>第191条 第11条, 第12条, 第14条, 第15条, 第24条, 第30条, 第36条, 第38条, 第40条, 第43条, <u>第61条の11, 第61条の15, 第61条の17第1項から第4項まで, 第155条から第157条まで, 第160条, 第163条, 第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は,</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と, 「定期巡回・</p> | <p>(準用)</p> <p>第191条 第11条, 第12条, 第14条, 第15条, 第24条, 第30条, 第36条, 第38条, 第40条, 第43条, <u>第74条, 第78条, 第107条第1項から第4項まで, 第155条から第157条まで, 第160条, 第163条, 第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は,</u> ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と, 「定期巡回・随時対応</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、<u>「6月」とあるのは「2月」と</u>、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (省略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> | <p>型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第74条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と</u>、<u>「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と</u>、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (省略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) 次条において準用する<u>第61条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17</u>、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、<u>第102条から第106条まで及び第108条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第9章第4節</u>」と、第61条の13中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第61条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と、第91条及び第99条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第108条中「<u>第84条第6項</u>」とあるのは「<u>第193条第7項各号</u>」と読み替えるものとする。</p> | <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) 次条において準用する<u>第107条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、<u>第74条、第76条、第79条、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条及び第102条から第108条までの規定は</u>、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、<u>第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第91条及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</u></p> |